委員会提出議案第１号

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和８年１０月１９日

総務財政委員会委員長　　山　本　ひろ子

杉並区議会議長　　木　梨　もりよし　　様

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

中東情勢の不安や近年の物価高騰、人件費の上昇、エネルギー・原材料価格の高止まりなどにより、多くの事業者が厳しい経営環境に置かれている。加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応など制度改正に伴う事務負担も増加しており、小規模事業者は、経営と事務負担の双方で大きな影響を受けている。

特に、飲食業や小売業では、仕入価格や人件費の上昇分を十分に価格転嫁できず、利益の確保が困難な状況が続いている。また、製造業や建設業においても、資材価格の高騰や人手不足により採算が悪化し、事業継続に不安を抱える事業者が少なくない。

こうした状況のもと、昭和６３年度に創設された「小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置」、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成１４年度に創設された「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を２割減額する減免措置」、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成１７年度に創設された「商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を６５％に引き下げる減額措置」については、多くの小規模事業者及び区民に適用され、その税負担の軽減に寄与している。

都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることになると、小規模事業者の事業継続に深刻な影響を及ぼすだけではなく、地域経済や都民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

よって、杉並区議会は、東京都に対し、下記の事項を強く求めるものである。

記

１　小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置を、令和９年度以後も継続すること。

２　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を２割減額する減免措置を、令和９年度以後も継続すること。

３　商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を６５％に引き下げる減額措置を、令和９年度以後も継続すること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年１０月１９日

杉並区議会議長名

東京都知事　宛